

議案第181号

大阪市立更生相談所条例を廃止する条例案

大阪市立更生相談所条例（昭和46年大阪市条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍 一

説 明

更生相談所を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市立更生相談所条例

(設 置)

第1条 大阪市立更生相談所（以下「相談所」という。）を大阪市西成区太子1丁目15番17号に設置する。

(目 的)

第2条 相談所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の福祉に関する法令に基づいて、次に掲げる者の福祉に関する措置及び保護の実施を行うとともに、地域住民の生活向上と環境の整備改善を図ることを目的とする。

- (1) 環境改善地区における住居のない要保護者
- (2) 緊急に治療を要するものとして医療機関に搬送された住居のない要保護者で医療機関に入院しているもの

(事 業)

第3条 相談所は、福祉に関する措置及び保護の実施を行うほか、環境改善地区における住民の福祉を増進するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境改善地区の社会調査に関すること。
- (2) 職業、生活、保健その他身上の相談指導に関すること。
- (3) 勤労及び貯蓄の奨励に関すること。
- (4) 児童の就学奨励、学科指導に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(施行の細目)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（抄）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 大阪市立中央更生相談所条例（昭和40年大阪市条例第77号）は、廃止する。